

「静止地球環境観測衛星の運用等事業」実施方針の修正新旧対照表

資料名	ページ	行	項目	旧	新
実施方針	13	7	第2 3. (2)	「役務の提供等」において「A」等級に格付けされ、…	「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ、…
業務要求水準書		5	目次	民間事業者	応募者
業務要求水準書		17	目次	放射計	観測
業務要求水準書		31	目次	放射計	観測
業務要求水準書	1	5	第1部 第1	運用事業	運用等事業
業務要求水準書	3	27行目 下に挿入	第1部 第7		使用可能 : 本事業衛星の運用等に必要な施設と設備の整備が完了し、国の指示に基づき軌道上試験のために当該施設・設備、及び設備を操作する者の提供ができる状態。 運用可能 : 軌道上試験が完了し、かつ運用に必要な技能や資格を持った要員の配置を終え、国の指示に基づき100日間連続観測運用試験(ひまわり9号の場合は運用)を開始できる状態。
業務要求水準書	4	6行目下 に挿入	第1部 第7		最悪月 : 雨の最も多い月のこと。研究実用化報告第28巻第2号(1979)に掲載の「衛星通信回線における最悪月および最悪年の降雨減衰分布」によれば、日本では7月、8月または9月が該当する。
業務要求水準書	5	24から 30行目	第2部 第1 2	4. 地上設備は、降雨による本事業衛星—地上間の電波伝搬の障害や地震・火山噴火時の予想震度・被害想定等に配慮して、日本国内に複数配置すること。その場合、主局を、関東地域(島嶼部を除く)に、副局を北海道地域(島嶼部を除く)に配置すること。 5. 副局は、正衛星の観測データを常時収集受信できる設備であること。また、主局業務の継続が困難となった場合は、本事業衛星本体に影響を及ぼすことなく衛星管制業務を引き継ぐことができること。	4. 地上設備は、降雨による本事業衛星—地上間の電波伝搬の障害や地震・火山噴火時の予想震度・被害想定等に配慮して、日本国内に複数配置すること。 5. 主局を関東地域(島嶼部を除く)に配置すること。 6. 副局は、正衛星の観測データを常時受信できる設備であること。また、主局業務の継続が困難となった場合は、本事業衛星本体に影響を及ぼすことなく衛星管制業務を引き継ぐことができること。副局を機能毎に複数地域に分散して配置することは妨げない。ただし副局機能のうち、観測データの受信に係るものについては北海道地域(島嶼部を除く)に配置すること。
業務要求水準書	5	31	第2部 第1 2	6.	7.
業務要求水準書	5	34	第2部 第1 2	7.	8.

資料名	ページ	行	項目	旧	新
業務要求水準書	5	36	第2部 第1 2	8.無線区間における観測データ収集の際は、降雨の影響による電波の減衰が多い月にあっても99.99%以上の回線稼働率が確保できること。当該回線の設計に当たっては、昭和62年度電気通信技術審議会答申を適用すること。その他算出に必要な情報は、ITU-R勧告を参照すること。	9. 無線区間全体における回線稼働率は、サイトダイバシティを適用して最悪月においても99.99%以上確保される回線設計とすること。当該回線の設計に当たっては、昭和62年度電気通信技術審議会諮問第6号答申「通信衛星3号等の中継器の効率的利用のための技術的条件及び地球局の標準化」の内容を適用すること。その際、ITU-R勧告から必要な情報を適宜参照すること。
業務要求水準書	6	3	第2部 第1 2	9.	10.
業務要求水準書	6	7	第2部 第1 2	10.	11.
業務要求水準書	6	9	第2部 第1 2	11.本件においては、開示制限のあるソフトウェア、情報を扱うことから、これらについては国の指示に従った取扱い・保管場所とすること	12. 本件においては、開示制限のあるソフトウェア、情報を扱うことから、これらについては国の指示に従った取扱い・保管場所とすること。
業務要求水準書	6	18	第2部 第1 2	12.	13.
業務要求水準書	6	22	第2部 第1 2	13. 国のシステムとのネットワーク接続においてはセキュリティレベルの整合を図ること	14. 国のシステムとのネットワーク接続においてはセキュリティレベルの整合を図ること。
業務要求水準書	6	25	第2部 第1 2	14.	15.
業務要求水準書	7	1	第2部 第1 3 (1)イ	送受信	送信
業務要求水準書		3	第2部 第1 3 (1)イ	送受信	送信
業務要求水準書	10	18から 19行目	第2部 第1 3 (6)ウ (ウ)	8. 申請スケジュール、無線局申請書(届出含む)、根拠資料及び関連資料を作成し、国の承認を受ける。また、必要な支援を行う。	8. 国が申請スケジュール、無線局申請書(届出含む)、根拠資料及び関連資料を作成するにあたり、必要な支援を行う。この際、必要な支援の内容は国が判断するものとする。
業務要求水準書	12	17	第2部 第2 2 (2)ウ (ウ)	本事業衛星の国内外の周波数調整を支援する。	4. 本事業衛星の国内外の周波数調整を支援する。
業務要求水準書	12	19	第2部 第2 2 (2)ウ (イ)	4.	5.

資料名	ページ	行	項目	旧	新
業務要求水準書	12	21	第2部 第2 2 (2)ウ (イ)	5.	6.
業務要求水準書	12	25	第2部 第2 2 (2)ウ (ウ)	6. 再免許、無線設備の変更又は追加並びに無線局の廃止を行う場合は、申請スケジュール、必要な無線局申請書(届出含む)、根拠資料及び関連資料を作成し、国の承認を受ける。また、必要な支援を行う。	7. 再免許、無線設備の変更又は追加並びに無線局の廃止を行う場合は、国が申請スケジュール、必要な無線局申請書(届出含む)、根拠資料及び関連資料を作成するにあたり、必要な支援を行う。この際、必要な支援の内容は国が判断するものとする。
業務要求水準書	12	29	第2部 第2 2 (2)ウ (イ)	7.	8.
業務要求水準書	13	15	第2部 第3 2	計画されることがあるので	計画されることがあるので
業務要求水準書	14	11	第2部 第3 3 (1)イ	デブリ情報、他衛星の監視情報や定期的な光学観測等を行うことで、	デブリ情報、他衛星の監視情報の定期的な取得を行うなどして、
サービス対価の算定及び支払い方法	7	7	5(1)	この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、	この見直しは、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、
リスク分担表	2	20	No42	事業者	SPC
リスク分担表	3	1	No48	事業者	SPC
リスク分担表	3	3	No50	事業者	SPC